

開催日	時間	イベント名	場所	有・無料	問い合わせ先	備考
3月 7日(土) ~ 8日(日)		第34回公民館まつり 「展示・即売の部」 7日 9:45 ~ 16:00 8日 10:00 ~ 16:00	中央公民館	入場無料	中央公民館 ☎26-2453 ☎22-1343	2月号 掲載
3月 7日(土)	10:00 ~ 12:00	演劇鑑賞会 「アラビアンナイト」		入場無料 (要整理券)		
3月 7日(土)	14:00 ~ 15:30	文化講演会 「脳を鍛えて健康長寿を実現する」		入場無料		
3月 8日(日)	9:00 ~ 16:00	第34回公民館まつり 「発表の部」		入場無料		
3月29日(日)	10:00 ~ 15:00	碧水園茶会	碧水園	一席700円	碧水園 ☎25-7949	13ページ 掲載
3月29日(日)	13:30 ~ (12:30開場)	キューブ新体操教室発表会	ホワイトキューブ アリーナ	入場無料	ホワイトキューブ ☎22-1290	

[継続イベント]

~ 3月 3日(火)	9:00 ~ 16:00	雛の宴展	弥治郎こけし村	観覧無料	弥治郎こけし村 ☎26-3993	13ページ 掲載
~ 3月10日(火)	10:00 ~ 16:00	ほっこりおひなさま展	壽丸屋敷	観覧無料	白石まちづくり(株) ☎25-6054	2月号 掲載
~ 4月12日(日)	10:00 ~ 16:00	人形の蔵の雛祭り	白石・人形の蔵	大人400円 小人200円	白石・人形の蔵 ☎26-1475	
~ 4月26日(日)	9:00 ~ 16:00	企画展示 「新山学工人長寿展」	弥治郎こけし村	観覧無料	弥治郎こけし村 ☎26-3993	13ページ 掲載

食品などの放射能測定結果をお知らせします

市では、平成23年12月から、市民の皆さんが生産・採集した自家用農林産物などの放射能測定検査を実施しています。市では今後も引き続き、食品などの放射能測定を行います。

●対象 自家用の農林産物など

平成26年4月から平成27年1月までの測定状況



分類別実施件数

分類	測定件数(A)	基準値※の1/2超過件数(B)	基準値※の1/2超過割合(B/A×100)	基準値※の超過件数(C)	基準値※の超過割合(C/A×100)
農産物(穀類除く)	66	0	0%	0	0%
穀類	14	0	0%	0	0%
林産物	68	6	9%	13	19%
水産物	2	0	0%	0	0%
肉(イノシシ肉)	5	2	40%	2	40%
加工品	3	0	0%	0	0%
井戸水など	13	0	0%	0	0%
合計	171	8	5%	15	9%

基準値を超過しているのは、林産物が19%となっておりますが、これはシイタケ（露地）、タラノメ、コシアブラなどのキノコ類や山菜類です。

参考：放射性セシウムの基準値（Bq/kg）

飲料水10、牛乳50、一般食品100、乳幼児食品50

※食品衛生法に基づく基準（平成24年4月1日施行）です。

Monthly Consultation

定例相談

相談種別	日時	会場	電話
人権擁護 行政 無料法律 農家	3月16日(月)	10:00~15:00 市役所2階 第2会議室	生活環境課 ☎22-1314
農家	3月10日(火)	10:00~12:00 市役所3階 第3会議室	農業委員会 ☎22-1256
こころの相談 もの忘れ相談	3月4日(水)	13:00~15:00 健康センター(要予約)	健康推進課 ☎22-1362
障害者	3月11日(水)・25日(水)	13:00~15:00 市役所3階 第3会議室	福祉事務所 ☎22-1400
補聴器巡回 サービス	・リオン：3月5日(木)・18日(水) ・ブルーム(旧ワイデックス)：3月24日(火)	13:00~14:00 市役所1階 東側和室	

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談 (アライン)	いじめ問題等対策室(市役所4階 教育委員会内) i-line@city.shiroishi.miyagi.jp[24時間メール受け付け] ※電話相談(☎22-1350)も実施しています(毎週月~金 8:30~16:30)。
家庭児童相談	総合福祉センター 毎週月~金 8:30~16:00 ☎22-1400
高齢者総合相談 (事前連絡必要)	①地域包括支援センター(総合福祉センター内)：☎22-1466 ②在宅介護支援センター茶園：☎25-9955 ③在宅介護支援センター八宮：☎24-5222 毎週月~金 8:30~17:15
青少年相談	青少年相談センター(市役所4階) 毎週月・火・木・金 8:30~16:30 ☎22-1342(内線445)
消費生活相談	消費生活相談室 毎週月・水・金 9:00~16:00 ☎22-0783
DV・セクハラ相談 (事前連絡必要)	男女共同参画相談支援センター(ふれあいプラザ内) 毎週月・水・金 9:00~17:00 ☎22-6035 ※電話相談も実施しています。
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター[24時間電話受け付け] 平日：☎0224-51-5361 夜間・休日：☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサナテ内(大河原町)。平日は福祉事務所(☎22-1400)でも受け付けています。

Consumer affairs consultation

消費生活相談

☎白石市消費生活相談室（市役所1階） ☎22-0783 相談日：月・水・金（祝日は休み） 9:00~16:00

契約トラブル注意報！
美容医療サービスの利用は慎重に！

「美しくありたい」との願いが簡単になうかのような美容医療クリニックの広告をよく目にします。しかし、消費者から寄せられる相談は多く、広告のように良いことばかりでは無いのが実態です。また、美容医療は公的医療保険の対象ではなく、費用は全額自己負担です。

■典型的なトラブル

(事例) 顔のヒアルロン酸注射のために美容医療クリニックへ行った際、新しい若返り術として頬に糸を入れるリフトアップを進められた。術後の腫れもなく痛みも少ないと言われたので施術を受けたが、ひどい腫れと痛みに苦しんだ。説明と違ったので代金を支払いたくない。

(内容と原因) トラブルの内容は大

きく分けると、①その効果や術後の痛み、腫れなど施術に関する事、②価格に関する事です。その原因の多くは、クリニックの事前説明が不十分なことや、広告表示価格と実際の料金が違っていた事などがほとんどです。

■「クーリングオフ」はできない！

美容医療サービスは特定商取引法の対象外なので、解約する場合の条件は、そのクリニックの規約による事が原則で、エステティックサロンのようにクーリングオフは出来ません。ただし、施術コースを途中解約する場合に、代金を一切返金しないなど、消費者に一方的に不利な規約は、消費者契約法によって無効を主張できる場合もあります。

■十分な説明を受けることが不可欠

美容医療クリニックは「医療サービス」にあたるので、医師の医学的判断と技術によって行われる行為であり、人体に影響を及ぼす行為ですのでリスクを伴います。安易な判断をせず、その有効性、安全性、後遺症などについて、契約前によく説明を聞き理解することが必要です。



▲消費生活相談室での相談の様子